スポーツ指導者も、健康に関心のある方も、大歓迎！

スポーツリーダー養成講習会

健康づくりや食事、心肺蘇生法など日々の生活に役立つ知識を学んでみませんか？
自分や家族の健康管理、いざというときに備えにも役立つ講習会です。
関心のある講座のみ参加することもできますので、ぜひご参加ください！
なお、全６科目を受講した方を「羽村市スポーツリーダー」として認定します。

★こんな方におすすめ！（受講対象　20 歳以上）

・スポーツ団体やクラブで指導している方
・自分や家族の健康管理やトレーニング方法に興味がある方
・スポーツは初心者だけど、何か始めてみたい方

⇒全６科目受講した方をスポーツリーダーに認定します！

※スポーツリーダー認定なしで、講習会を受講することも可能です。

プログラム　※会場は全てS&Dスポーツアリーナ羽村

日時	会場	テーマ	講師
12月19日（土）			
午後1時30分～ 2時45分	会議室	① 国・羽村市のスポーツと スポーツリーダーの義務・役割	日本ウェルネススポーツ大学教授 羽村市スポーツ推進審議会副会長 堀松　英紀　先生
午後3時00分～ 4時15分		② スポーツはなぜメンタルヘルス （心の健康）に有効か	山野美容芸術短期大学学長、保健学博士 羽村市スポーツ推進審議会会長 永松　俊哉　先生
令和9年1月9日（土）			
午後1時15分～ 3時15分	会議室	③ スポーツ事故と指導者の リスクマネジメント	実践女子大学名誉教授 日本ハラスメント&リスクマネジメント 総合研究所 代表 日野　一男　先生
午後3時30分～ 5時	会議室・ 第3ホール	④ ウォーミングアップと クーリングダウンの指導法・指導ポイント	理学療法士　修士(ウェルネス学) 伊藤　大輔　先生
令和9年1月24日（日）			
午後1時15分～ 2時45分	会議室	⑤ スポーツ栄養学の基礎	城西大学薬学部准教授 管理栄養士、スポーツ医学博士 矢島　克彦　先生
午後3時～ 4時30分	会議室・ 第3ホール	⑥ 心肺蘇生法(CPR)「講義・実習」 ーAED使用法含むー	国士館大学　防災・救急救助研究所 救急救命士　他

※⑥心肺蘇生法（CPR）「講義・実習」のみ、定員 30 名（先着順）

費用　無料　　持ち物　筆記用具、動きやすい服装（④・⑥受講者のみ）

申込みのパターン

①講習会の受講のみを希望する方 （スポーツリーダー認定なし）

受講のみでスポーツリーダー認定を希望しない方は、以下の方法でお申込みください。

②新しくスポーツリーダー認定を希望する方・全６科目 受講途中の方

全６科目受講した方をスポーツリーダーに認定します。本年度、6科目すべて受講できなくても、初年度に受講した記録は、3年間有効です。

※令和５年度に申請した方は、本年度中に全6科目の受講を完了しない場合、受講記録が無効になります。

③スポーツリーダー認定の更新を希望する方

プログラムの中から２科目以上選択して、受講した方のスポーツリーダー認定を更新します。

令和５年度にスポーツリーダーに認定された方、認定を更新された方は、有効期限が令和９年３月31日までのため、認定更新の対象です。

申込み 市公式サイト内の申込みフォームまたは電話で以下の申込事項をお申込みください。

※人数に制限のある科目があるため、必ず申込みをお願いします。

申込事項 氏名、緊急連絡先、受講予定科目

申込期間 11月17日(火)～12月８日(火)

★今年度からの申込方法が変更しています★

スポーツリーダーの認定には、申請書の提出が必要です。申請書は以下のいずれかの方法でご提出ください。

①申込みフォームからデータで提出

（申請書のデータは市公式サイトからダウンロードできます。）

②受講当日に会場にて申請書を記入し提出

問合せ 羽村市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課（S&Dスポーツアリーナ羽村内）

〒205−0016 羽村市羽加美1-29-5

電 話 ： 042-555-0033 FAX ： 042-554-9974

※電話、直接は休館日を除く、午前9時～午後5時

申込みフォーム

Q&A

Q. 全６科目受講しないといけない？

A. 認定証をもらうには全６科目が必要ですが、１科目ずつの受講も可能です。
受講した記録は３年間有効です。

Q. 更新は必要？

A. 認定証は３年間有効です。その後も継続したい方は、２科目以上の受講で更新できます。

注意事項

① 全６科目の受講途中の記録や認定の有効期間は、３年間です。
今年度受講・認定の有効期間は令和12年３月31日です。

② 認定後、氏名・住所等に変更がある場合は、問合せ先にご連絡ください。

③ 認定証の交付を受けた方が、スポーツリーダーとしてふさわしくない行為があった場合、
認定を取り消す場合があります。